

グランスクエア一橋学園洗車場運営細則

(総 則)

第1条 グランスクエア一橋学園団地管理組合（以下「管理組合」という）は、グランスクエア一橋学園団地管理規約（以下「管理規約」という）第19条（付属規定）により、対象物件内の洗車場（以下「洗車場」という）を運営するため本細則を定める。

(区画数)

第2条 区画数は計3区画とする。

(申込制限)

第3条 洗車場を申込みことができる者は、グランスクエア一橋学園の組合員又は占有者（組合員又は占有者が法人の場合、その役員又は従業員を含む。）に限るものとする。

(申込受付)

第4条 洗車場使用申込みの受付は、原則として洗車場を使用する日の1ヶ月前とする。この場合において同一の期日又は、同一の時間に4件以上の申込があったときは、先に申込みを行なった者を優先する。

(使用時間)

第5条 洗車場の使用時間は、原則として午前8時から午後8時までとする。

2 洗車場の使用時間は、1回2時間を限度とする。

(使用料)

第6条 洗車場の使用料は別に定める通りとし、管理組合は受領した使用料を管理規約第34条（使用料）に基づき管理費に充当するものとする。

2 管理組合は、洗車場に係わる維持管理費用の増加等により必要と認めるときは、団地総会の決議を経て使用料の額を変更することができる。

3 徴収した使用料は、原則として返還しないものとする。

(使用料の徴収等)

第7条 理事長及び理事長の指定する者（以下、本細則内において「理事長」という。）は、使用日当日に、前条に定める使用料を使用者から徴収する。

(鍵の貸与及び返却)

第8条 理事長は、使用者に対し、使用する際に洗車場のチェーン鍵及び水栓を貸与し、使用者は洗車場の使用後、理事長にただちにチェーン鍵及び水栓を返却するものとする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、洗車場の使用にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- 一 管理組合の指示及び場内標識に従うこと。
- 二 洗車にあたっては、指定された場所の中央に正確に駐車し、隣接の車の出入りに支障のないよう心掛けること。
- 三 必要以上にエンジンを高速回転させたり、警笛を鳴らしたり、騒音を発生させないこと。
- 四 施設器具を破損・汚損せしめたときは、ただちに管理組合に連絡しその指示に従うこと。

- 五 洗車場内及びその出入口付近等では歩行者優先、徐行を徹底すること。
- 六 洗車終了にあたって使用者は整理整頓・清掃後、理事長に使用終了の報告をし、すみやかにチェーン鍵及び水栓を返却すること。
- 七 その他管理組合の指示に従うこと。

(遵守義務)

第10条 使用者は本細則の各条項を遵守しなければならない。

(違反者に対する措置)

第11条 理事長は使用者が本細則に違反し、又は違反する恐れのある時は、当該使用者に対しその使用を中止させ、あるいは今後の使用を禁止することができる。

(管理組合の免責)

第12条 管理組合は天災地変、火災、盗難、その他事由の如何を問わず、使用者が被った損害については一切の責を負わないものとする。

(細則外事項及び改廃)

第13条 本細則に定めのない事項及び本細則の改廃については、団地総会の決議を得るものとする。

附 則

(細則の施行)

第1条 本細則は、管理規約施行の日から施行する。